

準会員(賛助会員)加入に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、本組合賛助会員「準会員」に加入、脱退する場合の手続き、方法について定め、今後の組合活動を円滑に運営することを図る。

(組合加入)

第二条 本組合の設立趣旨に賛同する準会員加入資格のあるものは、経歴書及び 様式-1 B 「協同組合 新電気管理技術者協会準会員入会申込書」に必要項目を記載し、本組合理事会に提出するものとする。

(加入審査)

第三条 本組合理事会は、前条により、提出された「協同組合 新電気管理技術者協会 申込書」を受領した場合は、理事会を開催し、加入申込書記載内容につき、審査するものとする。
審査内容については、本組合賛助会員規約に定めた加入資格を満たしていること。および規程に定めた項目を遵守できること等を確認し、その諾否を決定するものとする。

(加入審査後の手続き)

第四条 加入審査後の結果については、加入申込書にある連絡先に理事会代表より、連絡するものとする。
加入許諾した準会員加入希望者に対しては、加入許可の連絡と様式-2 B 「加入誓約書」、様式-3 B 「入会金、会費出資金払込通知書」、様式-4 B 「会費払込通知書」を送付し、所定の手続きを依頼するものとする。

(準会員認可)

第五条 前条にて組合加入手続きが終了し、出資金及び会費等の振込確認が取れた準会員加入許諾者に対して下記の書類を送付連絡する。 様式-5 B 「準会員証」、ホームページ内組合員専用ページの「ログインID、パスワード」、リコーリース追加申込書を発行し、準会員名簿に正式登録するものとする。

(入会金及び会費)

第六条 準会員(賛助会員)の入会金及び会費または納入時期は次のように定める。
入会金 … 1万円。 会費 … 4ヶ月間で2万円(払い戻しはしない)。
納入時期 … 理事会承認を得て該当月前月までに入金する。

(退会)

第七条 準会員(賛助会員)の退会については次のように定める。
退会希望の30日前に文書にて組合本部宛に通知すること。

(その他)

第八条 この規程に定めのない事項については、理事会にて決定するものとする。

付 則

この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。

様式-1B

協同組合 新電気管理技術者協会

準会員入会申込書

申込日: H 年 月 日

協同組合 新電気管理技術者協会

代表理事 星子真一郎 殿

協同組合 新電気管理技術者協会の趣旨に賛同し、下記により貴組合の準
会員(賛助会員)に加入致したく申し込みます。

—記—

ふりがな: _____

氏 名: _____ 印

生年月日: (S,H) 年 月 日生

住所、電話番号、FAX

〒 _____

電話: _____ FAX: _____

携帯電話: _____

メールアドレス(PC): _____

メールアドレス(携帯): _____

電気主任技術者免許状の種類及び番号

第 _____ 種 番号 _____

現在の仕事 (会社勤め・契約・バイト・無職) _____

管理技術者になる時期の目標 平成 年 月迄 _____

実務経験 管理技術者の必須実務経験(有・残り 年 ヶ月)

1 件目顧客獲得(確定済・当て有り・無:営業まわる)

具体的な実務経験 月次点検(有・無)年次点検(有・無)

竣工検査(有・無) 工事監理立会(有・無)

—以上—

誓約書

　　年　　月　　日

協同組合 新電気管理技術者協会
星子真一郎 代表理事 殿

組合加入者：　　　　　　　　　　印

今般私儀　　　　　　は貴組合に新規加入するにあたり、下記の諸義務を十分に理解するとともに必ず履行します。また、万が一、下記諸義務不履行につき貴組合に迷惑をかけた場合には、理事会の処分結果に異議を問わず従うことを誓約いたします。

1. 組合定款、規約等の尊重遵守の義務
準会員は組合定款、規約の全ての条項のほか、総会並びにこれに準ずる会議の議決または指導支持等知り得たことは尊重し遵守する義務を負う。
2. 組合経費等納入の義務
準会員は賛助会員規約等で決まっている金額を指定期日までに納入する義務を負う。
3. 会議、研修会等の出席および参加の義務
準会員は組合が主催する研修会、懇親会、講習会等に積極的に出席、参加する義務を負う。
4. 連帯協調、努力向上の義務
準会員は組合関連の会員と相互に融和協調し、いずれ共存共栄を図る努力をする事。そのほか、組合の名誉を失する言動、行為および組合員、準会員の不和、不利益となるような全ての行為を慎む義務を負う。
5. 除名処分等
準会員は本組合の事業を妨げ又は妨げようとした場合（個人情報や組合内部情報を漏らした場合等）、故意又は重大な過失により本組合員の信用を失わせるような行為をした場合、犯罪その他の信用を失う行為をした場合等には、準会員から除名処分され、損害賠償の責を負う。
6. E-メールによる連絡および個人情報変更連絡の義務
新電協はE-MAILまたは新電協HP内会員専用ページを連絡ツールとしております。会員専用ページ及びE-MAILによつての連絡を原則とします。個人情報変更（住所、メールアドレス、携帯電話、TEL/FAX等）の際は、遅滞無く本部宛にE-MAILにて連絡をする義務を負う。

※ 傷害保険加入の奨励

準会員は、現場教育研修での自分自身への傷害保険に加入することを奨励します。
（現場教育研修時に、準会員自身の業務遂行が原因で発生した客先設備への損害及び第三者への傷害に対する補償は、現場教育研修の講師側の損害賠償保険にて支払うことになるので、教育担当者の話をよく理解し指示に従って行動すること。）

以上

平成 22 年 7 月 29 日

<組合準会員加入希望者>

功力 正 殿

組合住所 横浜市青葉区あざみ野 4-38-15

組合名称 協同組合 新電気管理技術者協会

代表理事 星子真一郎

入会金及び月会費払込通知書

本組合は、貴方の組合賛助会員(準会員)加入申し込みに対して、本組合理事会に於いて審査の結果、加入を許諾いたしましたので、入会金、及び月会費 4 ヶ月分を下記によりお払いこみくださるようお願いいたします。

—記—

1. 払込日時 平成 22 年 7 月 30 日まで

2. 払込金額 入会金 1 万円 4 ヶ月間の会費 2 万円

合計 3 万円

3. 払込場所 本組合事務所に持参するか、下記口座にお振込みください。

振込手数料は入会者負担にてお願い致します。

東京三菱UFJ銀行 たまプラーザ支店

口座番号 普 0096312 口座名義 キョウミ)シデンカンリギ)ジュツヤキョウカイ

以上

様式—4B

平成 年 月 日

<組合加入希望者>

殿

組合住所 横浜市青葉区あざみ野 4-38-15
組合名称 協同組合 新電気管理技術者協会
代表理事 星子真一郎

組合準会員（賛助会員）会費引落通知書

準会員（賛助会員）の毎月会費は4ヶ月2万円となっております。
該当月前月の20日に（H 年 月 日）、貴方指定の銀行口座よりの引去りを行いますので、それまでにリコーリース手続きを完了しておくよう宜しくお願い申し上げます。

—記—

1. 引落日時 平成 年 月 日まで
2. 引落金額 準会員（賛助会員）4ヶ月間会費 20,000 円
3. 払込方法 リコーリース引落を使用または下記口座にお振込みください。

東京三菱UFJ銀行 たまプラーザ支店
口座番号 口座名義

様式-5

< 準組合員之証 >

協同組合 新電気管理技術者協会		準組合員番号
組 合 員 之 証		組合員写真
組合員氏名	でん き た ろう 電 気 太 郎	
生年月日	昭和35年11月21日	
現住所	埼玉県川越市砂59-92	
電気管理技術者番号	F-0000号	
電気主任技術者免許番号	第〇種 第〇〇-000号	
上記の者は、電気主任技術者免許保持者であり、電気管理技術者であること、および協同組合 新電気管理技術者協会の組合員であることを証明する。		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	協同組合 新電気管理技術者協会	
	川越市砂59-92 Tel: 049-241-4994	
	理事長	〇〇〇〇〇 印

準組合員は背景の色を「緑」とする。

< 組合員番号の記載方法 >

「〇〇〇〇〇」とし、それぞれの数字は下記のものを表すものとする。

第一、二数字：それぞれの組合員の支部所属を表す。表示は都道府県番号

埼玉：11、神奈川：14、群馬：10、東京：13、茨城：08

栃木：09、千葉：12、静岡：22

第三、四、五文字：組合準会員加入通し番号を表す。001 から始まるものとする。

< 採番例 >

11001：埼玉支部所属で、001番目の加入を表す。